

項目	2021年(～8/31)福岡コロナ特別警報及びまん延防止等重点措置への対応	2021年(8/20～9/12)緊急事態宣言への対応
予防・まん延防止策	<p>① 市民への感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三密の回避、マスク着用、新しい生活様式の徹底 ・不要不急の外出自粛要請 特に、夜間の不要不急の外出自粛を徹底 ・必要な外出も、混雑している場所や時間を避けること ・緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域への移動自粛 ・接触確認アプリCOCOA利用呼びかけ <p>② 市主催の会議・イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。 ・イベントの実施時間は原則21時までとする。 ・イベントは、国県の方針にそって実施すること。特に飲食を伴うイベントは徹底すること。 ・その他(審議会等における報酬の取り扱い) 感染拡大防止のため書面開催となった審議会等においても、委員報酬は支払う。オンライン開催となった審議会についても同様の取り扱いとする。 <p>③ 市民利用型公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間を原則21時までとする。 ※感染防止策の徹底を行う。 ※地域の感染状況によっては、随時、見直しを行う。 <p>④ 民間施設への感染対策の徹底要請</p>	<p>① 市民への感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三密の回避、マスク着用、新しい生活様式の徹底 ・不要不急の外出自粛要請 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底 ただし、生活や健康の維持に必要な場合を除く。 ・必要な外出も、家族、普段行動を共にしている仲間など少人数で混雑している場所や時間を避けること ・都道府県間の移動自粛 ・接触確認アプリCOCOA利用呼びかけ <p>② 市主催の会議・イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、延期または中止とする。 ただし、開催変更ができない、または市民生活上特に必要なイベント等は、国県の方針にそって実施すること。例)大規模大会、興行、検診等 ・その他(審議会等における報酬の取り扱い) 感染拡大防止のため書面開催となった審議会等においても、委員報酬は支払う。オンライン開催となった審議会についても同様の取り扱いとする。 <p>③ 市民利用型公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、休業とする。 ただし、開催変更ができない、または市民生活上特に必要なイベント等を実施する際は、感染防止対策を確認のうえ、利用許可を行います。 <p>④ 民間施設への感染対策の徹底要請</p>
小中学校等運営上の対応策	<p>① 引続き感染予防を徹底する。</p> <p>② 学習発表会等の学校行事は、実施時期を含め検討</p> <p>③ 修学旅行など宿泊を伴う学校行事は、実施時期を含め検討</p> <p>④ 部活動は、感染防止を講じたうえで通常活動</p> <p>⑤ 児童クラブは、引続き感染予防を徹底したうえで開所する。</p> <p>⑥ 学校施設の目的外使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間を原則21時までとする。 ※感染防止策の徹底を行う。 ※地域の感染状況によっては、随時、見直しを行う。 	<p>① 感染予防を徹底する。なお、一斉臨時休校は実施しない。</p> <p>② 体育会、スポーツフェスタ、学習発表会等の学校行事は延期</p> <p>③ 修学旅行など宿泊を伴う学校行事は延期</p> <p>④ 部活動は、公式大会への参加及びそのための必要最小限の活動を除いて実施しない。</p> <p>⑤ 児童クラブは、引続き感染予防を徹底したうえで開所する。</p> <p>⑥ 学校施設の目的外使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、休業とし、新規団体登録も休止する。 ただし、開催変更ができない、または市民生活上特に必要なイベント等を実施する際は、感染防止対策を確認のうえ、利用許可を行います。
保育所・こども園の運営上の対応策	<p>① 感染予防対策の徹底を継続し、通常通り開所、開園</p> <p>② 行事は、感染リスクとその開催規模、内容等を勘案して個別に判断する。</p> <p>③ 保育所、こども園の感染発生状況を踏まえ、保護者に家庭内感染の防止策徹底の周知を継続</p>	<p>① 感染予防対策の徹底を継続し、通常通り開所、開園</p> <p>② 行事は原則、延期とする。ただし、開催変更ができない等、特別な事情がある場合には個別に判断する。</p> <p>③ 保育所、こども園の感染発生状況を踏まえ、保護者に家庭内感染の防止策徹底の周知を継続</p>